

(十) 太平洋海運大有丸の件

大正十五年十二月四日太平洋海運大有丸より三名の乗組員増員及び本船二割増しを会社に要求されたしこの依頼あり種々交渉の結果会社は増員を承認せるも、給料増額は船主協會規定額以上は支出不可能なりとの事なりしを以て、當時横濱に不時寄港せる本船に通知し無事解決出帆せり。

(十一) 遭難船員遺族見舞金

組合が交渉せる結果第三大信丸、第二十三相澤丸、甲子丸、仁昌丸の遭難船員遺族に對し船主の支給せる弔慰金額左の如し。

第三大信丸、八ヶ月分より十ヶ月分

第二十三相澤丸、十ヶ月分外に一年以上勤続者には更に一ヶ月分

甲子丸、一ヶ年分

仁昌丸、二ヶ年分、外に五十圓宛の弔祭料

(十二) 遭難手当の件

昨年度中に遭難せる各乗組員に對し、組合折衝の結果左の如き遭難手当支給され無事解散せり。

第一厚田丸、遭難當日迄の給料の外、一ヶ月分の給料及二十五圓宛の手當。

山下汽船明保野丸、遭難後大正十五年十二月十七日因島船渠に入渠する迄の給料の外、一ヶ月分の給料及六圓宛の旅費。

松岡汽船美島丸、遭難當日迄の給料の外給料及食料各一ヶ月分並に十圓宛の旅費。

松本汽船部二見丸、遭難當日迄の給料の外二ヶ月分の給料及荷物洗濯費五圓並に旅費十圓宛。

小野汽船新竹丸、遭難當日迄の給料の外、二ヶ月分の給料及旅費十圓宛並に荷物損害要償費。

濱口汽船甲子丸、遭難當日迄の給料の外、旅費、荷物損害要償費も三ヶ月分。

日本汽船仁昌丸、解放當日迄の給料の外、給料並に食料各一ヶ月分。

〇 (十三) 蟹工船新團體協約成立

蟹工船主の團體なる工船蟹漁業水産組合ミ本組合ミの間に、昭和二年二月二日附にて我國最初の海上團體協約締結され、從來に比し遙かに有利なる労働條件の下に雇傭契約締結されしが、此團體協約に包含さる、船主は十四名、船船二十隻、船員は七百餘名に達す。

(十四) 勝田汽船海久丸の件

同船は大正十五年八月二十八日バンクーバー沖にて坐礁し、船體修理中乗組員は移民法の取り扱ひを受け移民局に收容され不便、不衛生、不愉快極まれるを以て一日も早く釋放方會社に交渉せられたし云ふ乗組員の要求に對し、組合は會社と交渉の結果在陸中逃亡者を出さぬやう各自連帯責任を有つ事とし、收容後二十八日目に釋放され普通のホテルに宿泊するを得たり。尙組合は會社と交渉し在米中の物價高に對し乗組員の給料に割増を附されん事を會社に要求し、結局一人當り月額七圓宛増額する事となり解決せり。

(十五) 明治海運食糧金問題

同社は組合との間に何等隘乎たる瞭解なく、同社各船に對し食料金を減額せる事を發表せるに對し、各船より苦情ありたるを以て組合は會社と交渉し、大部分復舊する事とせり。